



発行 新潟県

第47号

令和4年6月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 762 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告について(資源循環推進課)
- 763 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告について(資源循環推進課)
- 764 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定(福祉保健総務課)
- 765 介護保険法による指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防居宅サービス事業者)の指定の効力の停止(高齢福祉保健課)
- 766 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の効力の停止(高齢福祉保健課)
- 767 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 768 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 769 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 770 漁業災害補償法による加入区の変更設定(水産課)
- 771 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 772 水防警報河川の指定(河川管理課)
- 773 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 774 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 775 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

予算の公表(財政課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

87 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体(選挙管理委員会)

教育委員会規則

- 9 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課)
- 10 免許状更新講習の受講等に関する規則を廃止する規則(義務教育課)

告 示

◎新潟県告示第762号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべき保管事業者を確知することができないので、法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

1 講ずべき措置の内容

- (1) 新潟県阿賀野市中央町二丁目11番30号において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であるコ

ンデンスー1台(以下「本件廃棄物」という。)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者(以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。)に対し処分の委託を行うこと。

- (2) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。
- (3) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

2 措置の期限

令和4年7月22日

3 知事による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

4 問合せ先

新潟県環境局資源循環推進課(新潟市中央区新光町4番地1)
電話 025-280-5161

◎新潟県告示第763号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべき保管事業者を確知することができないので、法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

1 講ずべき措置の内容

- (1) 新潟県村上市間島地内において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であるコンデンスー1台(以下「本件廃棄物」という。)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者(以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。)に対し処分の委託を行うこと。
- (2) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。
- (3) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

2 措置の期限

令和4年7月22日

3 知事による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

4 問合せ先

新潟県環境局資源循環推進課(新潟市中央区新光町4番地1)
電話 025-280-5161

◎新潟県告示第764号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

| 氏名 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----|----|-----|-------|
|----|----|-----|-------|

| | | | |
|-------------|--------|---------------|-----------|
| 稲垣 純一（柔道整復） | 稲垣接骨院 | 長岡市蓮瀉3-5-26 | 令和4年3月17日 |
| 池田 瞬人（柔道整復） | 瞬接骨院 | 柏崎市古町449-5 | 令和4年4月12日 |
| 治面地 学（柔道整復） | 治面地接骨院 | 柏崎市四谷2丁目3番19号 | 令和4年4月1日 |

◎新潟県告示第765号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項（又は第115条の9第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）の指定の効力を次のとおり停止する。

令和4年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | サービスの種類 | 停止する効力の内容 | 停止する期間 |
|---------------|----------------|-------------|-----------------------|----------------------|------------------------|
| 特別養護老人ホーム雪あかり | 新潟県小千谷市元町10番1号 | 社会福祉法人苗場福祉会 | 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 | 新規利用者の受入停止及び介護報酬上限7割 | 令和4年7月1日から令和4年12月31日まで |

◎新潟県告示第766号

介護保険法（平成9年法律第123号）第92条第1項の規定により、指定介護老人福祉施設の指定の効力を次のとおり停止する。

令和4年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

| 施設の名称 | 所在地 | 事業者 | 停止する効力の内容 | 停止する期間 |
|---------------|----------------|-------------|----------------------|------------------------|
| 特別養護老人ホーム雪あかり | 新潟県小千谷市元町10番1号 | 社会福祉法人苗場福祉会 | 新規利用者の受入停止及び介護報酬上限7割 | 令和4年7月1日から令和4年12月31日まで |

◎新潟県告示第767号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

| サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|--|----------------|-------------------|----------------|----------|
| 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防特定福祉用具販売 | シルバーサポートかんきち堂店 | 新潟県村上市山居町1丁目8番55号 | 中越クリーンサービス株式会社 | 令和4年6月1日 |

◎新潟県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | サービスの種類 | 届出の受理年月日 | 廃止年月日 |
|--------------------------|-------------------|------------------|--|-----------|-----------|
| 村上市社会福祉協議会ヘルパーステーションあらかわ | 新潟県村上市山口444番地 | 社会福祉法人村上市社会福祉協議会 | 訪問介護 | 令和4年2月21日 | 令和4年3月31日 |
| 有限会社村上シルバーかんきち堂 | 新潟県村上市山居町1丁目8番55号 | 有限会社村上シルバーかんきち堂 | 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防特定福祉用具販売 | 令和4年5月2日 | 令和4年5月31日 |

◎新潟県告示第769号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

| | | | | | | | |
|------------|---|--------|------------|------------|-----------|-------|------------|
| 登録番号 | 15010 | 登録年月日 | 平成15年6月20日 | | | | |
| 登録検査機関の名称 | 協同組合米ネットワーク新潟 | | | | | | |
| 代表者氏名 | 理事長 飯島 武好 | | | | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1265番地 | | | | | | |
| 登録の区分 | 品位等検査 | | | | | | |
| 農産物の種類 | 国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆 | | | | | | |
| 農産物検査を行う区域 | 農産物検査員 | | | 成分検査業務受委託先 | | | |
| | 氏名 | 農産物の種類 | 証明書番号 | 受委託の区分 | 登録検査機関の名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
| 新潟県 | 入山 勇治 | もみ、玄米 | K1516136 | | | | |
| | 山田 猛 | もみ、玄米 | K1528050 | | | | |
| 備考 | 略称『米ネットワーク新潟』令和4年6月24日 農産物検査員2名の登録抹消。検査員合計115名。 | | | | | | |

◎新潟県告示第770号

平成17年1月21日新潟県告示第78号(漁業災害補償法に基づく加入区の設定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和4年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和4年8月31日以前の日である共済契約については、なお従

前の例による。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------|---|--------------------------------|------------|---|---|
| 加入区 の名称 | 区 域 | 区 分 | 加入区 の名称 | 区 域 | 区 分 |
| 両津 加入区 | 佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧両津市 漁業協同組合 の区域 | 1 <u>10トン未満の漁船 により営む漁業</u> | 両津 加入区 | 佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧両津市 漁業協同組合 の区域 | 1 <u>10トン未満の漁船に より営む漁業のうち主 としてさし網を使用し て営む漁業及び主とし てえびかごを使用して 営む漁業</u> 2 <u>10トン未満の漁船に より営む漁業のうち1 に掲げる漁業以外の漁 業</u> 3 (略) 4 (略) |
| | | 2 (略) 3 (略) | | | |

◎新潟県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

| 地区名 | 事業名 | 市町村名 | 完了年月日 |
|-----|------------------------|------|-----------|
| 上原 | 区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業 | 魚沼市 | 令和4年5月27日 |

◎新潟県告示第772号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

1 水防警報を行う河川及び区域

| 河 川 | 区 域 |
|-----|--|
| 別山川 | 左岸：柏崎市西山町黒部から鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から鯖石川合流点まで |

2 指定年月日

令和4年5月13日

◎新潟県告示第773号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年6月24日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和4年6月6日
- 3 指定道路の位置等

| 位 置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------------|-----------|-----------|
| 燕市灰方字北709番10の内 | 6.00 | 25.44 |

◎新潟県告示第774号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年6月24日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和4年6月10日
- 3 指定道路の位置等

| 位 置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------------|-----------|-----------|
| 村上市飯野桜ヶ丘2075番7 | 4.00 | 30.30 |

◎新潟県告示第775号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和4年6月24日

新潟県三条地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日
令和4年6月9日
- 3 廃止した指定道路の位置等

| 位 置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---|-----------|-----------|
| ○廃止した部分(昭和39年5月14日指定の全部) 燕市南一丁目6711-69、6711-70 | 4.00 | 22.00 |

公 告

予算の公表について(公告)

令和4年6月16日専決処分をした令和4年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和4年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,959,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,370,109,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

| 第1表 歳入歳出予算補正 | | | | |
|--------------|------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 1 歳 入 | | | | |
| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| 第9款 国庫支出金 | | 166,565,857 千円 | 9,695,986 千円 | 176,261,843 千円 |
| | 第2項 国庫補助金 | 135,155,389 | 9,695,986 | 144,851,375 |
| 第13款 諸収入 | | 226,789,753 | 4,263,498 | 231,053,251 |
| | 第4項 貸付金収入 | 192,898,573 | 4,263,202 | 197,161,775 |
| | 第6項 収益事業収入 | 2,602,665 | 296 | 2,602,961 |
| 歳 入 | 合 計 | 1,356,150,000 | 13,959,484 | 1,370,109,484 |

| 2 歳 出 | | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|-------------------|---------------------|------------------|--------------|------------------|
| 第 2 款 総 務 費 | | 千円 28,942,990 | 千円 40,027 | 千円 28,983,017 |
| | 第 1 項 政 策 費 | 5,977,670 | 6,520 | 5,984,190 |
| | 第 5 項 市町村振興費 | 1,022,516 | 33,507 | 1,056,023 |
| 第 4 款 福 祉 保 健 費 | | 208,557,289 | 2,194,462 | 210,751,751 |
| | 第 1 項 福 祉 保 健 費 | 20,964,246 | 2,157,806 | 23,122,052 |
| | 第 9 項 子 ども 家 庭 費 | 22,594,859 | 36,656 | 22,631,515 |
| 第 6 款 産 業 費 | | 220,588,671 | 10,830,988 | 231,419,659 |
| | 第 1 項 産 業 政 策 費 | 1,822,517 | 5,458,465 | 7,280,982 |
| | 第 2 項 地 域 産 業 振 興 費 | 197,453,117 | 5,372,523 | 202,825,640 |
| 第 7 款 農 林 水 産 業 費 | | 61,122,038 | 663,588 | 61,785,626 |
| | 第 3 項 農 産 園 芸 費 | 1,979,764 | 369,692 | 2,349,456 |
| | 第 6 項 畜 産 業 費 | 866,001 | 245,266 | 1,111,267 |
| | 第 7 項 水 産 業 費 | 2,742,844 | 48,630 | 2,791,474 |

| | | | | |
|----------|-------------|---------------|------------|---------------|
| 第8款 土木費 | | 134,685,551 | 213,705 | 134,899,256 |
| | 第7項 交通政策費 | 2,177,794 | 185,005 | 2,362,799 |
| | 第10項 空港費 | 1,976,322 | 28,700 | 2,005,022 |
| 第10款 教育費 | | 164,092,035 | 16,714 | 164,108,749 |
| | 第3項 高等学校費 | 43,487,974 | 3,979 | 43,491,953 |
| | 第4項 特別支援学校費 | 17,560,959 | 12,000 | 17,572,959 |
| | 第8項 私学教育振興費 | 11,088,010 | 735 | 11,088,745 |
| 歳出 | 合計 | 1,356,150,000 | 13,959,484 | 1,370,109,484 |

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、モバイル型DR撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年6月24日

新潟県立坂町病院長 本間 則行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

モバイル型DR撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年9月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和4年7月1日（金）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年7月8日（金）午後2時00分

新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和4年6月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|---------------|--------|----------|-------------------|
| 新しい南魚沼市政を作る会 | 黒岩秩子 | 広田セツ子 | 新潟県南魚沼市浦佐5428-6 |
| いっせい会 | 滝沢一成 | 滝沢陽一 | 新潟県上越市北城町2丁目2番39号 |
| 今井一志後援会 | 今井一志 | 今井秀子 | 新潟県阿賀野市金田町15-1 |
| 加藤一康後援会 | 中川幸成 | 駒形清一郎 | 新潟県長岡市中沢町663-8 |
| 五泉を愛する会 | 高野隆夫 | 佐藤浩 | 新潟県五泉市船越1020番地 |
| 星農会政治部 | 塚野誠 | 池田学 | 新潟県五泉市旭町3-45 |
| 正しい道を市民と共に歩む会 | 吉野信哉 | 竹内英子 | 新潟県柏崎市西本町1丁目11-21 |
| 庭山健吾後援会 | 庭山健吾 | 山中裕嗣 | 新潟県阿賀野市山口町1-6-25 |
| 野口忍後援会 | 野口忍 | 野口忍 | 新潟県佐渡市春日1010-1 |
| 星野ゆきひこ後援会 | 高橋新一 | 本間保 | 新潟県柏崎市半田2丁目18-16 |
| 宮川大樹後援会「大樹会」 | 早津輝雄 | 宮川正子 | 新潟県上越市柿崎区下小野273-1 |

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第9号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (普通免許状の授与等の申請) | (普通免許状の授与等の申請) |
| <p>第3条 免許法第5条第1項並びに免許法附則第8項及び第12項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者又は同法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者については、誓約書の提出を要しない（第4条、第6条及び第7条の場合においても同様とする。）。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>第3条 免許法第5条第1項及び第2項並びに免許法附則第8項及び第12項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者又は同法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者については、誓約書の提出を要しない。(第4条、第6条及び第7条の場合においても同様とする。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> 免許法第5条第2項の規定による免許状の授与を受けようとする者は、第1項に掲げる書類のほか、<u>免許状更新講習（免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程の修了に関する証明書を、第16条の2第2項の規定による免許状の授与を受けようとする者は、第8項に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程の修了に関する証明書を県教育委員会に提出しなければならない。</u></p> |
| <u>5</u> (略) | <u>6</u> (略) |
| <u>6</u> (略) | <u>7</u> (略) |
| <p><u>7</u> 免許法第16条第1項、第16条の3、第16条の4並びに第17条の規定による教員資格認定試験に合格した者で、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> | <p><u>8</u> 免許法第16条の2第1項及び第2項、第16条の3、第16条の4並びに第17条の規定による教員資格認定試験に合格した者で、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> |
| <u>8</u> (略) | <u>9</u> (略) |
| (特別免許状の検定授与の申請) | (特別免許状の検定授与の申請) |

| | |
|---|--|
| <p>第5条 免許法第5条第2項の規定による特別免許状の検定授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時免許状の検定授与等の申請)</p> <p>第6条 免許法第4条の2第1項及び第2項、<u>第5条第5項、第17条</u>、第18条、同法附則第7項、昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項並びに施行法第2条の規定による臨時免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条及び第10条 削除</p> | <p>第5条 免許法第5条第3項の規定による特別免許状の検定授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時免許状の検定授与等の申請)</p> <p>第6条 免許法第4条の2第1項及び第2項、<u>第5条第6項、第17条第1項</u>、第18条、同法附則第7項、昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項並びに施行法第2条の規定による臨時免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新等の申請)</p> <p>第9条 <u>免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)</u>は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>有効期間更新申請書(別記第27号様式)</u></p> <p>(2) <u>免許状を所持することに関する次の証明書のうち必要なもの</u></p> <p>ア <u>有することを必要とする免許状の写し</u></p> <p>イ <u>免許状の授与証明書</u></p> <p>ウ <u>有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書</u></p> <p>(3) <u>免許状更新講習の課程の修了に関する証明書</u></p> <p>2 <u>免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新(免許状更新講習の受講免除によるものに限る。)</u>を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>有効期間更新申請書(免許状更新講習の受講免除によるもの)(別記第28号様式)</u></p> <p>(2) <u>免許状を所持することに関する次の証明書のうち必要なもの</u></p> <p>ア <u>有することを必要とする免許状の写し</u></p> <p>イ <u>免許状の授与証明書</u></p> <p>ウ <u>有効期間更新証明書又は有効期間延長証明</u></p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| | <p style="text-align: center;">書</p> <p>3 <u>免許法第9条の2第5項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>有効期間延長申請書（別記第29号様式）</u></p> <p>(2) <u>免許状を所持することに関する次の証明書のうち必要なもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>有することを必要とする免許状の写し</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>免許状の授与証明書</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（旧免許状所持現職教員更新講習修了確認等の申請）</p> <p>第10条 <u>平成19年改正法附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>更新講習修了確認申請書（別記第30号様式）</u></p> <p>(2) <u>免許状を所持することに関する次の証明書のうち必要なもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>有することを必要とする免許状の写し</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>免許状の授与証明書</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書</u></p> <p>(3) <u>免許状更新講習の課程の修了に関する証明書</u></p> <p>2 <u>平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による同号に規定する期間内にあることについての確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書（別記第31号様式）</u></p> <p>(2) <u>免許状を所持することに関する次の証明書のうち必要なもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>有することを必要とする免許状の写し</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>免許状の授与証明書</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書</u></p> <p>(3) <u>免許状更新講習の課程の修了に関する証明書</u></p> <p>3 <u>平成19年改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなけれ</u></p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>(その他の書類の提出)</p> <p>第11条 県教育委員会は、<u>第4条から第8条までの</u>書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(免許状を要しない非常勤の講師の届出)</p> <p>第19条 免許法第3条の2の規定により、免許状を有しない非常勤の講師を任命又は雇用しようとする者は、任命又は雇用しようとする者ごとに、非常勤講師の任命(雇用)届出書(別記第17号様式)により、県教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(書類の保存期間)</p> <p>第24条 免許状に関する書類の保存期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>前各号の事項に関する主なる公文書</u> 3年</p> | <p>ばならない。</p> <p>(1) <u>修了確認期限延期申請書(別記第32号様式)</u></p> <p>(2) <u>免許状を所持することに関する次の証明書のうち必要なもの</u></p> <p>ア <u>有することを必要とする免許状の写し</u></p> <p>イ <u>免許状の授与証明書</u></p> <p>ウ <u>更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書</u></p> <p>4 <u>平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習の免除認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>免許状更新講習免除申請書(別記第33号様式)</u></p> <p>(2) <u>免許状を所持することに関する次の証明書のうち必要なもの</u></p> <p>ア <u>有することを必要とする免許状の写し</u></p> <p>イ <u>免許状の授与証明書</u></p> <p>ウ <u>更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書</u></p> <p>(その他の書類の提出)</p> <p>第11条 県教育委員会は、<u>第4条から前条までの</u>書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(免許状を要しない非常勤の講師の届出)</p> <p>第19条 免許法第3条の2の規定により、免許状を有しない非常勤の講師を任命又は雇用しようとする者は、<u>あらかじめ</u>、任命又は雇用しようとする者ごとに、非常勤講師の任命(雇用)届出書(別記第17号様式)により、県教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(書類の保存期間)</p> <p>第24条 免許状に関する書類の保存期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新及び旧免許状所持現職教員更新講習修了確認等に関する申請書類</u> 10年</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>前第7号までの事項に関する主なる公文書</u></p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| | <p>3年</p> <p>別記</p> <p>第27号様式 (第9条関係) 有効期間更新申請書 (略)</p> <p>第28号様式 (第9条関係) 有効期間更新申請書 (免許状更新講習の受講免除によるもの) (略)</p> <p>第29号様式 (第9条関係) 有効期間延長申請書 (略)</p> <p>第30号様式 (第10条関係) 更新講習修了確認申請書 (略)</p> <p>第31号様式 (第10条関係) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認申請書 (略)</p> <p>第32号様式 (第10条関係) 修了確認期限延期申請書 (略)</p> <p>第33号様式 (第10条関係) 免許状更新講習免除申請書 (略)</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

免許状更新講習の受講等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第10号

免許状更新講習の受講等に関する規則を廃止する規則

免許状更新講習の受講等に関する規則 (平成21年新潟県教育委員会規則第8号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。